

MM18(E)

標章を使用する意思の宣言書:
米国

国際登録願書/事後指定書において、米国を指定することにより、以下に署名する者は次の宣言をする:

- (1) 出願人/名義人には、国際出願/事後指定に示された商品/役務に関して、米国議会の規定により、標章を商業上使用する真正な意思がある;
- (2) 署名者には、出願人/名義人に代わって、この宣言を実行する権限が適切に与えられている;
- (3) 署名者は、出願人/名義人には、国際出願/事後指定に示された商品/役務に関して、米国議会の規定により、標章を商業上使用する権利があると信じる;そして
- (4) 署名者の知り得る、信じ得る限りにおいて、他のどんな個人、会社、企業、団体又はその他の法人は、彼らの商品/役務に関し使用された場合、混同、誤解、若しくは詐称を引き起こす様な当該標章と同一の、又は類似の形態で商業上標章を使用する権利を有しない;
- (5) 署名者の知り得る、信じ得る限りにおいて、この状況下における合理的な照会について、申立て及び証拠に基づくその他の事実の主張を行う。

私は、米国法にある偽証罪のもと、これまでの全ての陳述は、私の知り得る、信じ得る限りにおいて、真実であり、正確であることを宣言する。私は、故意の虚偽申立等は、出願、書類、又はその結果としてのいかなる登録の有効性を危うくし、罰金若しくは禁固刑、又はその両方により罰されることを承知する(18 U.S.C. section 1001)。35 U.S.C. section 25(b)。

名義人が署名して下さい(代理人不可)

署名

作成日(日/月/年)

「名→姓」の順で記載して下さい

署名者の氏名(タイプ浄書)

法人の場合は、署名者の肩書き「President、General manager」など、個人の場合は、「Applicant」と記載します

署名者の肩書き

説明事項

この宣言書は、以下の者により署名されなければならない:

- (1) 出願人/名義人、又は出願人/名義人を拘束する法的な権限を有する者;又は
- (2) 事実関係を直接に把握し、出願人/名義人に代わり行動する権限を実際に有する若しくは有すると思われる者;又は
- (3) 37 C.F.R. section 10.1(c)のもとに米国特許商標庁に対し業務を行う権限を与えられ、出願人/名義人から実際の書面若しくは口頭での委任を受けた若しくはそれと思われる委任を受けた弁護士。

国際事務局により要求される情報

この欄の記載は、原則不要です。(直接MM4をWIPOへ送付する場合を除く。)

(a) 当該宣言が基礎出願を基にした国際出願に関わる場合に記載:

基礎出願番号: 国際事務局が該当出願を確認するための記載ですので、基礎となる出願(登録)が2件以上ある場合でも、1件のみ記載して下さい。 (日/月/年),又は

(b) 当該宣言が基礎登録を基にした国際出願に関わる場合に記載:

基礎登録番号: 基礎登録日: (日/月/年),又は

(c) 当該宣言が国際登録の事後指定に関わる場合に記載:

国際登録番号:

国際事務局の使用欄(該当する場合):

出願人/名義人の氏名(名称):